

総務委員会資料

1 令和7年第4回定例会提出予定議案の説明

(5) 議案第179号

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和7年11月21日

総務企画局

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正後
○川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例 昭和22年5月20日条例第12号	○川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例 昭和22年5月20日条例第12号
第1条 次の者に報酬として各下記の金額を支給する。	第1条 次の者に報酬として各下記の金額を支給する。
(1) 識見を有する者のうちから選任された監査委員 月額 340,000円	(1) 識見を有する者のうちから選任された監査委員 月額 340,000円
(2) 議会議員のうちから選任された監査委員 月額 68,000円	(2) 議会議員のうちから選任された監査委員 月額 68,000円
(3) 市選挙管理委員会委員長 月額 270,000円	(3) 市選挙管理委員会委員長 月額 270,000円
(4) 市選挙管理委員会委員 月額 213,000円	(4) 市選挙管理委員会委員 月額 213,000円
(5) 区選挙管理委員会委員長 月額 137,000円	(5) 区選挙管理委員会委員長 月額 137,000円
(6) 区選挙管理委員会委員 月額 107,000円	(6) 区選挙管理委員会委員 月額 107,000円
(7) 人事委員会委員長 月額 340,000円	(7) 人事委員会委員長 月額 340,000円
(8) 人事委員会委員 月額 283,000円	(8) 人事委員会委員 月額 283,000円
(9) 農業委員会会長 月額 43,000円	(9) 農業委員会会長 月額 43,000円
(10) 農業委員会委員 月額 31,000円	(10) 農業委員会委員 月額 31,000円
(11) 固定資産評価審査委員会委員 日額 16,000円	(11) 固定資産評価審査委員会委員 日額 16,000円
(12) 選挙長 日額 12,200円	(12) 選挙長 日額 12,200円
(13) 投票所の投票管理者 日額 18,800円	(13) 投票所の投票管理者 日額 18,800円
(14) 期日前投票所の投票管理者 日額 16,600円	(14) 期日前投票所の投票管理者 日額 16,600円
(15) 開票管理者 日額 12,200円	(15) 開票管理者 日額 12,200円
(16) 投票所の投票立会人 日額 16,100円	(16) 投票所の投票立会人 日額 16,100円
(17) 期日前投票所の投票立会人 日額 14,200円	(17) 期日前投票所の投票立会人 日額 14,200円
(18) 開票立会人 日額 10,100円	(18) 開票立会人 日額 10,100円
(19) 選挙立会人 日額 10,100円	(19) 選挙立会人 日額 10,100円
2 前項第12号、第15号、第18号及び第19号の職員が、投票日の当日に開票を開始した場合で、開票を開始した日から当該日の翌日まで引き続いて職務に従事したときは、当該翌日の職務を開票を開始した日の職務とみなして報酬を支給する。	2 前項第12号、第15号、第18号及び第19号の職員が、投票日の当日に開票を開始した場合で、開票を開始した日から当該日の翌日まで引き続いて職務に従事したときは、当該翌日の職務を開票を開始した日の職務とみなして報酬を支給する。

改正後	改正後
3 第1項第13号、第14号、第16号又は第17号の職員が交替して職務に従事する場合における当該職員の報酬の額は、それぞれこれらの号に掲げる額を超えない範囲内において任命権者が定める。 4 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げ、又は閉じる時刻を繰り下げた場合における第1項第14号又は第17号の職員の報酬の額は、これらの号に掲げる額（同項第14号又は第17号の職員が交替して職務に従事する場合にあっては、前項の規定により任命権者が定める額）に、職務に従事した時間が11時間30分を超える時間1時間につき、同項第14号の職員については1,443円、同項第17号の職員については1,235円をそれぞれ加算した額とする。 5 附属機関の構成員その他の非常勤の特別職の職員に対する報酬の額は、日額28,000円又は月額340,000円を超えない範囲内において任命権者が定める。 6 前項に規定するもののほか、市長が特に必要と認めるときは、<u>川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）別表第2に規定する川崎市学校事故等詳細調査委員会、川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例（平成26年川崎市条例第47号）第9条に規定する川崎市いじめ問題専門・調査委員会及び同条例第15条に規定する川崎市いじめ総合調査委員会の構成員の報酬の額は、時間額（時間を単位とする額をいう。以下同じ。）10,000円とすることができる。</u> 7 第5項の規定にかかわらず、市民オンブズマン及び人権オンブズパーソンの報酬の額は月額750,000円とする。	3 第1項第13号、第14号、第16号又は第17号の職員が交替して職務に従事する場合における当該職員の報酬の額は、それぞれこれらの号に掲げる額を超えない範囲内において任命権者が定める。 4 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げ、又は閉じる時刻を繰り下げた場合における第1項第14号又は第17号の職員の報酬の額は、これらの号に掲げる額（同項第14号又は第17号の職員が交替して職務に従事する場合にあっては、前項の規定により任命権者が定める額）に、職務に従事した時間が11時間30分を超える時間1時間につき、同項第14号の職員については1,443円、同項第17号の職員については1,235円をそれぞれ加算した額とする。 5 附属機関の構成員その他の非常勤の特別職の職員に対する報酬の額は、日額28,000円又は月額340,000円を超えない範囲内において任命権者が定める。 6 前項に規定するもののほか、市長が特に必要と認めるときは、川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例（平成26年川崎市条例第47号）第9条に規定する川崎市いじめ問題専門・調査委員会及び同条例第15条に規定する川崎市いじめ総合調査委員会の構成員の報酬の額は、時間額（時間を単位とする額をいう。以下同じ。）10,000円とすることができる。 7 第5項の規定にかかわらず、市民オンブズマン及び人権オンブズパーソンの報酬の額は月額750,000円とする。